

# 業務部速報

発信者》JREU  
仙台地本業務部 / 湯ノ目  
〒983-0852  
仙台市宮城野区榴岡1-4-3  
TEL 022-297-0155  
FAX 022-291-3070  
JR 031-3981~3  
FAX 031-3980  
2019年 8月 9日

## 「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」違反に関する申し入れ

### 提出！

2019年8月9日に「『労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定』違反に関する申し入れ」を提出しました。団体交渉日程や内容については、別途お知らせします。不明な点等ございましたら、地本業務部に連絡を下さい。

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」については、この間、労働時間の適正管理や時間外労働の削減等を行っていくことや、管理者を含めた社員教育の充実を図ることなどを議論してきました。

しかし、今回、山形運輸区で発生した事象において、職場実態が団体交渉等で議論してきたことが活かされていないと受け止め、労働組合として責任を感じています。また、事業を運営するにあたり、時間外労働の発生を完全に無くすことは不可能です。そして、適正管理や法令順守に向けて、責任追及ではなく、原因を究明し有効な対策を講じなければならないと考えます。

つきましては、協定や労働基準法の主旨に踏まえて、今後とも時間外労働が適正に管理される職場をつくるために以下の通り申し入れますので、誠意ある回答を求めます。

#### 記

1. 山形運輸区において発生した事象について、具体的発生内容、原因(直接的・間接的を含めて)を明確にするとともに、支社としての対策などを明らかにすること。また、今回の事象を踏まえ、具体的対策を労使で実施すること。

以上